

ID: 44

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 社会教育推進課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>登録の取消し</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則 第8条第2項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>昭和52年教育委員会規則第4号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (注意等と登録の取消し)                  第8条 委員会は、団体の活動が、法令、規則等に反しているとき、又は申請の内容と異なるときは、団体又はその責任者に注意等を行うことができる。                  2 委員会は、団体が前項の注意等に従わないときは、その団体の登録を取り消すことができる。                  3 委員会は、登録を取り消したときは、その旨団体に通知しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日</p>